答 弁 第 四 八 号平成二十八年一月二十二日受領

内閣衆質一九〇第四八号

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員山井和則君提出年金積立金の低格付債や株式運用の実態に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員山井和則君提出年金積立金の低格付債や株式運用の実態に関する質問に対する答弁書

一について

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)において、平成二十七年十月以前から、

年金積立金をギリシャ国債で運用することは可能であった。

一について

GPIFの運用状況の公表は、GPIFにおいて、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ行

われているところであり、お尋ねの 「現時点で、年金積立金をギリシャ国債で運用している事実」につい

ては、GPIFが公表していないことからお答えすることは困難である。 また、平成二十七年十一月三十

日の時点でGPIFが低格付債の運用に関する説明の中でギリシャ国債での運用はしていない旨を公表し

たことについては、GPIFの判断で行ったものであると承知している。

三について

御指摘の仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。